

ご利用いただける方（対象業種・事業規模）

- 生活衛生関係の事業(注1)を営む方で、次の事業規模に該当する方にご利用いただけます。
- 長期のご返済で、固定利率です。なお、お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

対 象 業 種	事業規模（次のいずれかに該当する方）	
	資本金（会社）	従業員数（会社または個人）(注2)
飲食店営業（そば・うどん店、中華料理店、すし店、料理店、社交業、一般飲食店） 喫茶店営業 理容業 美容業 一般公衆浴場業 サウナ営業 その他公衆浴場業（注3）	5,000万円以下	100人以下
食肉販売業 食鳥肉販売業 冰雪販売業	5,000万円以下 卸売業は1億円以下	50人以下 卸売業は100人以下
旅館業（注4）	5,000万円以下	200人以下
興行場営業	3億円以下	100人以下
クリーニング業	3億円以下	300人以下

(注1) 「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、国民生活に密着した営業として衛生水準の維持向上、健全な経営等が規定された事業です。

(注2) 従業員数には、臨時の従業員（パート・アルバイト）および家族従業員を含みません。

(注3) その他公衆浴場業（いわゆるスーパー銭湯、健康ランド等）の方は、東日本大震災復興特別貸付（震災または原発事故により直接被害を受けた方に限ります。）、令和元年台風19号等特別貸付（直接被害を受けた方に限ります。）、令和2年7月豪雨特別貸付（直接被害を受けた方に限ります。）、および生活衛生改善貸付（運転資金のみ）に限ります。

(注4) 旅館業法に基づく営業許可を受けた簡易宿所を含みます。ただし、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業（民泊）および国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（特区民泊）については、生活衛生貸付の対象外となります。

一般貸付（生活衛生貸付）・振興事業貸付

- 一般貸付は生活衛生関係の事業を営む方全般、振興事業貸付は振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方にご利用いただけます。

業 種	一般貸付（注1）	振興事業貸付（注2）（注3）	
	融 資 限 度 額		
	設備資金	設備資金	運転資金
飲食店営業 喫茶店営業 食肉販売業 食鳥肉販売業 冰雪販売業 理容業 美容業 その他公衆浴場業（一般貸付に限ります。）	7,200万円	1億5,000万円	全業種 5,700万円
一般公衆浴場業	3億円 (2施設以上の場合は4億8,000万円)	1億5,000万円 (一般貸付と別枠)	
旅館業	4億円	7億2,000万円	
興行場営業 サウナ営業（一般貸付に限ります。）	2億円	7億2,000万円	
クリーニング業（注4）	1億2,000万円	3億円	
全 業 種	ご返済期間（うち据置期間）(注5)		
	13年以内（1年以内） 一般公衆浴場業は30年以内	20年以内（2年以内）	7年以内（2年以内）

(注1) 一般貸付には、都道府県知事の「推せん書」が必要です（申込金額が500万円以下の場合には不要です。）。

(注2) 振興事業貸付には、生活衛生同業組合の長（生活衛生同業組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要です。

(注3) 振興事業貸付を特別な利率でご利用いただいている方が、生活衛生同業組合を脱退された場合は、適用されている特別な利率を通常適用する利率に変更させていただくことがあります。

(注4) クリーニング業（洗たくを実施）からクリーニング取次業に業態転換された方のうち、一定の要件に該当する方もご融資の対象となります（ただし、融資限度額は設備資金・運転資金とも4,800万円）。

(注5) ご返済期間はお使いみちによって異なります。